

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

北広島町長 箕野 博司

市町村名 (市町村コード)	北広島町 ( 34369 )	
地域名 (地域内農業集落名)	千代田地域  (上川戸東、上川戸西、尾長、土井原、沼、国下、吉水、長原、沖ノ下、大倉、外石、協和、中山、打道、明智、竜山、市、山根、的場、豊永、日羅地、奥寺原、日南、沖、水崎、有間、岡崎、五日市上、五日市下、法蔵寺、中春木、下春木、奥今田、神田、移原、三日市、本郷、刈田、松原、十日市上、十日市下、古保利、下十日市、乙熊、頼信、小南、須倉、太郎丸、岸本、見ノ木、西横町、立田市、本町、大溝、東横町、新宮町、梅ノ木、本郷、中郷、頼実、野賀、上漆原、下漆原、河内、上川東谷、上川東中、上川東沖、上川東郷、下川東、阿戸、上川井、下川井、上保余原、下保余原、丁、中出、上畑、畑、出原、上木次、中央、下木次、本郷東、本郷西、武住、中原、共進、共栄、上額田部、額田部、古川、千坊、別所、新栄、中央、森藤、石原、改進、青新、丸押、広能、栃田、葭原、東別所)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年3月16日 (第5回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- しばらくは認定農業者等により農地の新規引き受けを期待できるが、現状で地区内の農地すべてを担うにはおよばないため、営農効率化・省力化(ICT化・スマート農業)などによる規模拡大や、新たな農地の受け手(入作を希望する認定農業者・認定新規就農者など)の受入れや育成への支援が求められる。
- 高齢化の進展により認定農業者等への貸出し希望の増加が見込まれる中で、認定農業者等は整備されていない農地を借り受けず、農地の出し手は基盤整備を行ってまで貸し出す意思がないため、農地集積・集約化が滞るおそれがあることから、きめ細かな耕作条件改善への支援が求められる。
- 地域の共用箇所(農道や水路など)の維持管理補修を含めた、農業生産活動等を継続するための活動への取組が求められる。
- 作物の生産費高騰分を価格に転嫁できていない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- 減少傾向にある農業を担う者が、広大な農地を維持するためには、引き続き、水稻を中心とした土地利用型農業を維持・継続しながら、ほ場の特性に応じて、麦、大豆、牧草などで活用する。
- ミントマト、キャベツ、ネギなどの園芸作物についても、引き続き面積拡大に努める。
- 生産した堆肥を活用する畜産農家への支援に努める。
- 環境にやさしい農業に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,348.35 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,348.35 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- 農業振興地域内の農用地区域を、農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。
- 保全・管理等が行われる区域については、地域で慎重な協議を積み重ね、具体的な取組が計画された場合に設定する。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
○ 地区の農地利用は、認定農業者が中心となり農地の集積・集約化に努める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
○ 将来の経営農地の集積・集約化を目指し、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
○ 農用地の集積や集約化、生産効率の向上や、その他の地域の営農にかかわる課題解決のため、施設・基盤整備等を促進する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
○ 新たな農地の受け手(入作を希望する認定農業者・認定新規就農者)の受入れや育成への支援に努める。 ○ 認定農業者のみならず、小規模農家も含め農地の担い手となる農業者への支援に努める。 ○ 農業を営む者のマーケティング力の醸成を促す環境作りに努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
○ 効率化が期待できる作業については、農業者の実情に応じて委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ① 捕獲対策協議会と猟友会員により連携を図り、捕獲強化に取り組む。
- ② 特別栽培米や環境保全型農業直接支払交付金制度などを活用し、環境にやさしい農業に取り組む。
- ③ 農作業の効率化(省力化・低コスト化)のため、スマート農業機械を導入する。
- ⑦ 中山間地域直接支払交付金制度などを活用し、農地、水路、農道の保全管理等を行う。
- ⑨ 地域内で生産された飼料作物を畜産農家へ供給し、飼料作物等を生産したほ場に堆肥を循環させる耕畜連携事業を推進する。